



<報道発表資料>

令和3年7月1日

令和3年7月28日（水）0時から 狭山環状有料道路が無料開放となります

狭山環状有料道路は狭山市街の交通渋滞の解消を図るため、同市街をう回する環状道路として昭和62年に開通した有料道路です。

このたび、料金徴収期間が満了を迎え、令和3年7月28日（水）午前0時から無料開放となります。

この無料開放に伴い、当該道路の管理は埼玉県道路公社から埼玉県川越県土整備事務所（電話049-243-2020）に変更となります。

34年間、有料道路としてご利用いただきありがとうございました。

なお、無料開放後、撤去工事完了までの間は料金所が残り、車線規制を行いますので、ご通行の際にはご注意ください。

●割引回数券の払戻しについて

狭山環状有料道路の割引回数券の払戻しは、次の2箇所で行います。なお、ほかの有料道路や共通の割引回数券の払戻しは行いませんのでご注意ください。詳細は、埼玉県道路公社ホームページ（<http://www.tollroad-saitama.or.jp/>）にてご確認ください。

狭山管理事務所（窓口で受付）

（住所）狭山市柏原3094（電話）04-2953-5177

令和3年7月1日（木）から令和3年9月30日（木）まで（土日祝日は除く）
午前9時から午後4時まで

埼玉県道路公社本社（郵送のみ受付）

（住所）さいたま市浦和区北浦和5-6-5（電話）048-822-8073

令和3年7月1日（木）から令和4年3月31日（木）まで（必着）

狭山環状有料道路 概要



狭山環状有料道路は、国道16号とその沿道の大型工業団地と入間川による市街地の分断と慢性的な交通渋滞を解消すべく計画され、昭和62年に入間川橋梁部の供用を開始しました。

また、平成9年から県道所沢堀兼狭山線の整備に併せて、国道16号から西武鉄道西武新宿線交差部までの立体交差を整備し、国道463号と圏央道を接続する広域道路網の一部として、平成17年に延伸部の供用を開始しました。



有料道路諸元

路線名	一般県道 堀兼根岸線 一般県道 所沢堀兼狭山線
区間	狭山市入間川から狭山市柏原まで
延長	1.8km
車道幅員	6.5m(2車線)
供用開始	昭和62年(1987年)3月28日 狭山市上奥富～柏原区間 平成17年(2005年)3月13日 狭山市入間川～上奥富区間
建設事業費	56億円
交通量	令和2年度平均交通量 5,150台/日 累計交通量 58,516,258台(令和2年度末時点)